

第102回安来市議会定例会

(令和5年・令和6年)

6月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第84号	安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	1～3
議第85号	安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	4
議第86号	安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	5・6
議第87号	安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について	7・8
議第89号	財産の取得について	9

議第84号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

総務部DX推進課

1 概要

令和5年6月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）において、個人番号（マイナンバー）による情報連携が可能な事務を規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2が削除されたため、同表を参照する安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年安来市条例第36号）の一部を改正しようとするものです。

法で定められた事務及びそれに準ずる事務については、主務省令で規定することによりマイナンバーによる情報連携が可能となり、新規で必要とされる情報連携を速やかに開始することができます。

2 主な改正内容

- ・第2条に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を加える。
- ・第4条中の個人番号の利用範囲を定めた規定の文言を、第2条で新たに定めた文言に改める。

※「特定個人番号利用事務」とは、法で定めるマイナンバーを利用できる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの

※「利用特定個人情報」とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの

3 施行日

公布の日から施行する。

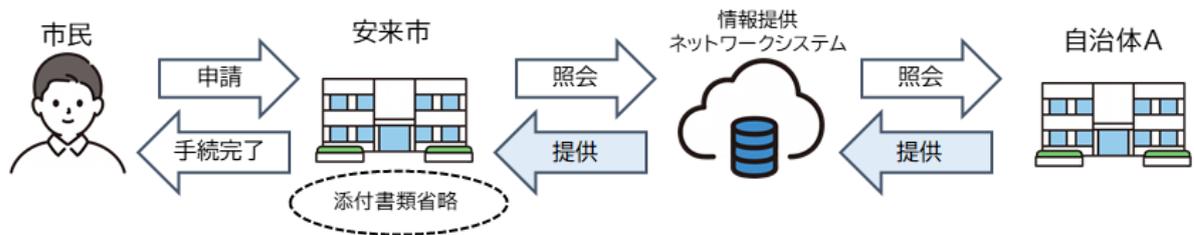
4 参考

(1) 条例で規定するマイナンバーの利用範囲

条例第4条で、市がマイナンバーを利用する事務の範囲を規定しています。これにより、市が独自にマイナンバーを利用する事務（独自利用事務）を設けることができます。また、情報連携により他の地方公共団体等からマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となっています。

(2) 情報連携の概要

情報連携とは、行政機関等同士が情報提供ネットワークシステムを使用して、行政手続に必要な情報をやり取りすることです。情報連携を活用し、事務に必要な個人情報を取得することで、市民に提出を求めていた紙媒体の添付書類（課税証明書等）を省略することなどが可能となります。



議第84号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
 説明資料

総務部DX推進課

(改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p>

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(災害応急業務等従事手当)</p> <p>第13条 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、安来市地域防災計画に基づく第2災害体制下で行う業務に従事した場合で、市長が著しく困難であると認めるとき。</p> <p>(2) 職員が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第29条第2項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第53条第2項の規定による要請に基づき災害応急対策又は災害復旧のため派遣されたとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする</p> <p>(1) 前項第1号の業務 300円(業務が深夜に行われる場合にあっては、当該額にその100分の50を加算した額)の範囲内で市長が定める額</p> <p>(2) 前項第2号の業務 1,080円</p>	<p>(災害応急業務等従事手当)</p> <p>第13条 災害応急業務等従事手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときにおいて、安来市地域防災計画に基づく第2災害体制下で行う業務に従事した場合で、市長が著しく困難であると認めるときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき300円(業務が深夜に行われる場合にあっては、当該額にその100分の50を加算した額)の範囲内で市長が定める。</p>

議第 8 6 号

安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び
安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

健康福祉部介護保険課

第 1 号関係 (安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、 法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場 合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援 センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ)に規定 する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければなら ないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、 法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場 合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援 センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2))に規定 する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければなら ないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

第 2 号関係 (安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)
(改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合</p> <p>(3) [略]</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合</p> <p>(3) [略]</p>
---	--

議第 87 号

安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
制定について 説明資料

消防本部消防総務課

○総務省令別表第 2 (各傷害等級に該当する傷害)

障害等級	障害
第 1 級	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明したもの ・咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの ・両眼の視力が 0.02 以下になったもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・両上肢を手関節以上で失ったもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3～12 級 [略]	
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼の視力が 0.6 以下になったもの ・正面視以外で複視を残すもの ・一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの ・両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの ・五歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの ・腹部臓器の機能に障害を残すもの ・一手の小指の用を廃したもの ・一手の母指の指骨の一部を失ったもの ・一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ・一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの ・一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第 14 級	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ・三歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの ・一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ・上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ・一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ・一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの ・局部に神経症状を残すもの

(_____ 改正部分)

改正後	改正前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <p>_____</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。)別表第2に定める障害の等級による。</p> <p>2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項(第6項第1号を除く。)までの規定及び省令第3条第2項の規定の例による。</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <p>_____</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 障害の等級は、政令別表第3 _____ に定める障害の等級による。</p> <p>2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項(第3項第1号を除く。)までの規定 _____ の例による。</p>

議第 89 号

財産の取得について 説明資料

市民生活部環境政策課

1 件 名

令和 6 年度安来市ごみ収集指定袋の購入

2 購入理由

令和 6 年度の一般廃棄物の収集運搬処理を行うに当たり、市民の排出する一般廃棄物を衛生的かつ効率的に収集運搬するため、指定ごみ袋を購入するもの

3 納入場所及び数量

(1) 納入場所

市の指定する場所（安来市清瀬クリーンセンター倉庫、伯太庁舎前倉庫、
広瀬庁舎前旧消防倉庫）

(2) 数量

燃やすごみ収集指定袋（大）	1, 250箱（10枚×50,000袋）
燃やすごみ収集指定袋（中）	1, 250箱（10枚×50,000袋）
燃やすごみ収集指定袋（小）	650箱（10枚×26,000袋）
分別収集指定袋（大）	650箱（10枚×26,000袋）
分別収集指定袋（中）	450箱（10枚×18,000袋）
分別収集指定袋（小）	250箱（10枚×10,000袋）

4 仮契約締結日

令和 6 年 5 月 21 日

5 納品期限

令和 6 年 9 月 30 日、令和 6 年 12 月 27 日及び令和 7 年 2 月 28 日

物品の納品は、契約期間中、3カ所に3回に分けて納品するものとし、納品時期の日程及び数量は当該ごみ収集指定袋の販売及び在庫状況により協議するものとする。